

事故防止のための指針

1.事故防止の基本姿勢について

(1) 事故発生防止のための基本的な考え方 当施設は、安全で質の高い介護サービスを提供するために、サービスの安全性の向上、職員の健康管理、事故防止に努め、計画的に事故防止に向けた取り組みを行う。事故が発生した場合には、職員が速やかに適切な対応が行えるよう、また事故を未然に防ぐために必要な研修や知識の習得に努める。

(2) 事故発生防止のための体制整備 施設で定める各種マニュアルに基づき、ヒヤリハットや介護事故などが発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、日々の申し送りや事故防止対策委員会にてその内容について分析・検討する。

2.事故防止対策委員会について

(1) 事故防止対策委員会設置の目的 施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対して利用者に適切な対応ができるよう、施設の安全管理体制の推進を目的として事故防止対策委員会を設置する。

(2) 事故防止対策委員会の構成員委員長は施設長（又は施設長が指名した者）・管理者・介護支援専門員・生活相談員・看護職員・介護職員・事務員及び施設長が指名する者をもって構成する。

(3) 事故防止対策委員会の開催 定期的に1カ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。事故発生時必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 事故防止対策委員会の役割について

①マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等を整備するとともに内容の見直しを定期的に行う。

②ヒヤリハット報告書、事故報告書の分析及び改善策の検討及び周知徹底報告のあったヒヤリハット報告、事故報告の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。また、職員に対して改善策の周知徹底を図る。

3.職員研修に関する基本方針

事故発生防止の知識の習得や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、年 2 回の職員研修を実施する。

4.事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応・事故処理 介護サービスを提供する上で事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な処置を講じる等、適切な事故対応を行う。また、事故の状況及び処置については必ず記録をし、損害賠償の責を負う必要があるときは、速やかに応じるものとする。

(2) ご家族等に対する連絡・説明ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行い、事故発生状況及び施設職員の対応状況を報告する。また、事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無を説明する。

(3) その他の連絡・報告について サービス事業所等に連絡し、市に対して介護事故等の必要な報告を行う。

5.介護事故発生防止のための取組

介護事故発生防止のために、事故防止対策委員会にてヒヤリハット・事故報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。尚、防止策を講じた際にはその効果について定期的に評価する。

6.事故発生防止のための基本方針の公表

当施設の事故発生防止のための指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも誰もが閲覧できるようにする。

(附 則) この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する